

相談支援従事者現任研修 受講申請前に必ず御一読ください

標記研修受講申請は、電子申請システムのみで受け付けており、郵送、電話、FAX、対面会話、電子メール等での申請は一切受け付けません。

電子申請に慣れていない場合、申請作業に手間取ることも予想されます。この文書と実施要項を熟読の上、十分な準備をした上、日にちと時間に余裕をもって締め切り日までに申請してください。

読んで確認したら、各項目の□にチェック☑を入れましょう。

1 ご自身が対象者であるかの確認

□香川県在住者である

本研修は、香川県外の方は、申請不可とさせていただきます。ただし県外の方でも香川県の事業所にお勤めの方、その予定のある方は可とします。

□相談支援専門員の資格は失効していない

相談支援専門員は「初任者研修受講翌年度から 5 年間に一回以上現任研修（主任研修を含む。）を受講し修了するサイクル」を繰り返すことで、その資格が継続します。

直近の現任研修修了又は初任者研修修了が平成 30 年度以前で、それ以降現任研修を受講していない方は、資格失効の可能性が高いです。受講歴をご確認ください。

ちなみに令和 6 年度が更新最終年度となる方は、令和元年に現任研修・初任者研修を修了し、その後現任研修を修了されていない方です。令和 6 年度に現任研修を修了しないと、令和 6 年度末でその資格が失効します。

□実務経験がある

令和 2 年度に制度改正があり、現任研修受講には実務経験が必要となっています。その証明のために、実務経験証明書に所属長が署名したものを提出してください。詳細は実施要項をお読みください。

なお、令和元年度に初任者研修・現任研修・主任研修を修了され、その後現任研修を受講していない方は、経過措置として今年度に限り実務要件が免除されます。実務経験を満たしていなくても受講できますので、☑を入れてください。

□事前課題を提出できる

受講の決定がされた場合は、事前課題の提出をもとめます。その内容はご自身が担当

するケースを事例として指定された様式にまとめたものとなります。従って、提出可能なケースをお持ちでない方は、受講はできません。

また演習と演習の間には実習があり、実習中に課せられた課題を提出することも修了要件の一つです。

これらの課題について、締め切りまでに指定された形式で提出することが必要です。

□その他対象者項目について確認した

その他にも実施要項で受講対象者を規定しています。実施要項をよくお読みになり、ご自身が対象者であることをご確認ください。

2 電子申請前準備の確認

□修了証書に記載する氏名の確認をした

研修を修了した場合に、県知事名で修了証書を発行します。電子申請時にご自身で入力された氏名がそのまま証書に記載されます。この証書は指定権者から提出を求められた場合に必要ですが、記載された氏名が戸籍の漢字と異なる場合、トラブルが生じる可能性があります。

過去の例では、「姓に使用されている漢字が難しいので、普段は簡単な漢字を使って、そのまま電子申請を行った」「電子申請に姓に使用されている難しい漢字が入力できなかったため、簡単な漢字を使って申請した」ため、証書に異なる漢字の氏名が記載されてしまったことがあります。また申請後に姓が変わったが、事務局に伝えるのが煩わしかったので旧姓で研修受講したため、証書も旧姓で発行されたこともありました。

正しい漢字が記載された証書を再発行することも可能ですが、提出していただく書類も多く、申請事務が煩雑になります。

電子申請時に氏名に使用する漢字が戸籍と同じであることを確認してください。

申請にお使いの機種によっては難しい漢字が入力できない場合があります。電子申請フォームにあるとおり、入力は簡単な漢字で行い、備考欄に「へん」「つくり」等部首の説明を入れてください。

また申請後に改姓があった場合や研修最終日までに改姓の予定がある場合は、速やかに事務局にお知らせください。

□メールアドレス等の準備の確認をした

電子申請に入力された連絡先メールアドレスの不備でトラブルが発生しています。

電子申請画面の最初に出てくる利用登録をしない方がスムーズに作業ができるようです。

①事業所の代表メールを使用して複数の方が受講申請した

この電子申請システムでは一つの申請につき一つのメールアドレスが必要で

す。個人のメールアドレスを使用したくないと事業所の代表メールを使用された場合、たとえ現任研修は事業所で一人の申請だとしても、初任者研修や部分受講の申請時にそのメールアドレスを使用すると事業所の他の方の申請受付ができない場合がありますし、eラーニング受講に必要なID・パスワード発行が不可能となり、他の方にご迷惑をおかけすることになります。

②事業所代表メールアドレスを使用したので、送信されたメールを見ていない

事業所代表メールアドレスを使用したため、お送りした通知メールが他の業務メールに紛れてメールが送られてきたこと自体も知らなかったということがあります。

また研修に関する緊急な事務連絡・重要な変更連絡をした際に、仕事が休みの日が続いたため事業所宛のメールを読めておらず、対応できなかったという例もありました。

申請時に入力されたメールアドレスは、申請受付完了通知・受講可否決定通知・受講に必要なIDパスワード発行通知・その他研修に関する周知を送信することのみに使用しますので、個人のメールアドレスを入力されても大丈夫です。

また研修に関する緊急な事務連絡・重要な変更連絡をする場合もあり、すぐに内容を確認できるように、職場でしか見ることができないような事業所メールではなく、受信したら即座に確認できる個人のメールアドレスが望ましいです。

③メールアドレスを誤って入力した

メールアドレスを間違えて入力される方も多いです。「m」「n」「h」や「i」「j」や「1」「l」といったよく似た字の誤り、「co」「ne」の使用の勘違い、大文字小文字の間違いがよくあった間違いです。ご自身のメールアドレスを再度ご確認ください。

④迷惑メール防止対策をしていて、通知メールがはじかれた

このトラブルも多く、非常に困っております。いつの時点でご相談いただけたかというタイミングでその後の対応が異なります。

申請受付完了通知メールが届かないという時点で、ご相談があった場合で原因が迷惑メール防止対策だと判明した時は、すぐに対応していただくことができ、その後の送信がスムーズになりました。このタイミングでの相談が望ましいです。

受講可否決定通知メールが届かない時点でのご相談のケースでは、eラーニングを視聴するために必要なID・パスワード通知メールを送る前か送った後かで対応が大きく異なります。この通知メールは業者のセキュリティ仕様で再送不可となっています。迷惑防止ではじかれたが、解除したら通知メールが届いた例と、解除したがすでに通知メールが削除されていた例がありました。

後者の場合は再送措置ができず、申請内容の変更をしていただくことになり、大変お手数をおかけしてしまいました。

ご自身のメールを受信する通信機器を再度ご確認ください、申請前から研修

が終了する期間、迷惑メール防止対策を解除していただくか、次のドメインの受信ができる対応をお願いします。

「@apply.e-tumo.jp」

「@s-kantan.com」

「@pref.kagawa.lg.jp」

「@kagawa-midorien.com」

なお、業者の仕様によって上記以外のドメインからメールを送信する場合があります。その際には川部みどり園ホームページに掲載するとともに、上記のドメインを使用したメールで追加ドメインをお伝えしますので、皆様の方でご対応ください。

申請受付時に自動送信される「申請受付完了通知メール」には申請時に入力された「氏名」「生年月日」「連絡先メールアドレス」が記載されています。必ずそのメール内容を確認していただき、誤りがあれば、ただちに事務局へ連絡してください。

□申請期間の確認をした

必ず期間内に申請を行ってください。

申請期間は令和6年3月14日（木）午前9時～令和6年3月27日（水）午後5時までとなっております。この時間を過ぎますと、システム上、いかなる理由があっても新たな申請の受付は不可能となります。

不慣れな電子申請で時間がかかったり、何回もやり直され申請完了に何日もかかった方も多いようです。日にちや時間に余裕をもつての申請作業をお願いします。

また申請時に提出が必要な書類があります。事前にご用意ください。申請システム中での添付提出が原則ですが、できない場合は郵送（3月25日消印有効）に限って提出を認めます。そのほかの手段を使用するの提出は認めませんのでご注意ください。

3 受講決定についての確認

□受講決定について確認をした

受講決定は事務局が行い、4月10日までに電子申請時に入力した連絡先メールアドレスに電子メールで通知（受講可否決定通知メール）を行います。電子申請をした時点で送付される申請受付完了メールは受講決定ではありませんので、ご注意ください。

申請者数が定員48名を超過した場合には、事務局が選考調整をした上で、受講の可否を行います。その際に今年度受講の必要性等を確認するために平日の日中にお電話を差し上げることがあります。申請フォームの「勤務先（勤務予定先）の電話番号」は、回答できる方に連絡が取れるものをご入力ください。

なお、受講可否の理由については明らかにしませんので、ご了解の上申請を行ってください。

4 講義 1 (e ラーニング) 視聴についての確認

□e ラーニング視聴について確認をした

受講決定がなされた場合、講義 1 (e ラーニング) は各自で視聴することとなります。

4 月 22 日 (月) 午前 9 時~5 月 9 日 (木) 午後 6 時を開講期間とします。開講期間内でしたら、インターネットに接続いただければいつでも視聴できますし、途中中断し、時間をおいて続きからの視聴もできます。ただし、視聴期間が終了すると視聴が不可能となります。

e ラーニングを視聴する環境 (インターネットに接続し、計 6 時間の動画の視聴ができる物理的環境) は受講者ご自身で用意してください。

e ラーニングを視聴するための ID パスワードは、受講決定通知を送信後、遅くとも 4 月 21 日までに送信します。迷惑メール防止対策解除もしくは上記 2④ で示したドメインを受信できる設定をしてください。

e ラーニングを視聴後は指定された期日までに、所定の様式でのレポートの提出が必要です。レポートは、手書きで記入の上、提出としております。何らかのご事情で手書きでの記入が不可能な場合は、受講決定後に事務局へご相談ください。

□テキストの購入について確認をした

受講決定がなされた場合、講義 1 (e ラーニング) 視聴に必要なテキスト (令和 5 年度は定価 3,080 円) は各自で準備することとなります。

e ラーニングが始まる 4 月 22 日までにご用意ください。業者へ発注してからテキストがお手元に届くまで 2 週間程度必要とされていますので、受講決定通知が届き次第すぐに購入手続きをすることをお勧めします。

購入手続きに必要な業者への注文フォームは川部みどり園のホームページに掲載しますので、そこからダウンロードしてください。

テキストの内容については注文フォームに記載されている業者に直接お問い合わせください。

□以上の内容について、理解し、必ず厳守します

全ての□ (1 2 か所) に☑が入ったら、電子申請を行ってください。